

諮問第 126 号

まちづくり審議会

「福祉のまちづくり基本方針」の見直しについて（諮問）

本県では、高齢者や障害者を含むすべての県民がいきいきと生活し、能力を発揮して活動できる安全・安心で快適なまちづくりを推進するため、平成 28 年度に「福祉のまちづくり基本方針（目標年次：令和 2 年度）」を改定し、福祉のまちづくりに取り組んできました。

改定からこれまでの間、人口減少社会の進展や障害者の社会進出の拡大を背景に、県では平成 30 年に「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」を制定し、国においては同年「バリアフリー法」を改正するなど、福祉のまちづくりを取り巻く環境は変化しています。

こうしたことから、県民の誰もが地域社会の一員として安心して暮らし、元気に活動することができる福祉のまちづくりを一層推進していくため、「福祉のまちづくり基本方針」の見直しについて、調査審議をお願いします。

令和 2 年 2 月 12 日

兵庫県知事 井戸 敏

